

質問回答

NO.	質問	回答
1	共同企業体結成の可否と必要書類について 共同企業体による本件競争入札参加は可能か？ また、その場合「7. 提案書等の提出期限及び提出場所等」で求められる「環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し」は、共同企業体の幹事・構成員の両社書類が必要か？	共同企業体での入札は不可となるので、代表者となる1者が入札をお願いいたします。契約相手方も1者となります。 なお、入札説明書13.その他（2）に記載のとおり業務の共同事業実施は可能であり、複数者による業務の共同実施を行う場合は提案書に執行体制・役割分担等の明記をお願いいたします。 ※契約締結後に共同事業実施協定書等の提出を求める場合がございます。 また、代表者でない企業が競争参加資格を有していなくても、代表者となる企業が必要な競争参加資格を有していれば問題ありません。
2	評価基準 仕様書の内、「令和8年度タイにおける資源循環及び廃棄物管理向上のための環境整備支援業務に関する提案書の評価基準表」に記載される配点表について、共同企業体の場合には配点を構成者数で按分評価となるか？また、その場合の按分評価対象項目はどちらになるか？	No.1の回答のとおり共同企業体での入札は不可となります。また、共同事業実施による場合は、提案書に執行体制・役割分担等を明記した上で、代表者から業務全体の提案書を提出いただくこととなりますので、共同実施者数で配点を按分することはありません。
3	業務量の目安 公示資料に業務量（予算規模）の目安が記載されていない。過年度業務および積算により算出するという理解で宜しいか？	提案者において仕様書及び過年度業務等を参考に業務量を想定し、積算してください。
4	参考資料の配布 仕様書「2.業務の内容」において、「過年度業務の報告書を参照すること」と記載あるが、過年度業務報告書について、参考資料としての配布頂けるか？	過年度業務報告書の閲覧を希望する場合には、仕様書8.その他に記載のとおり環境省担当官までご連絡をお願いします。
5	MONRE 本省とPCD（公害管理局）の役割・調整窓口の整理について（仕様書該当箇所：「2.業務の内容(2-3-2) タイにおける今後の支援方策の検討」） 仕様書に「関係省庁（MONRE、DIW、DLA 及びPCD）における制度改善…の整理」とあるが、PCD はMONRE（天然資源環境省）の内部部局である。本業務におけるMONRE 本省へのアプローチにあたり、実務的な調整窓口はPCD に一本化して進める想定か。あるいはMONRE 本省の他部局国際協力局等）への直接の協議・調整等も含まれるのか。	関係機関との調整方法については、業務目的及び調査内容に照らし、提案者において適切に想定の上、ご提案ください。
6	次期協力覚書（MOU）の策定対象範囲について（仕様書該当箇所：「2.業務の内容(2-3-2) タイにおける今後の支援方策の検討」） 仕様書「DIW 及びDLA 向けの次期協力覚書案と説明資料を作成する」とあるが、2024 年7 月に協力覚書を更新したMONRE（またはPCD）向けの次期MOU 案の作成や、その更新に向けた協議支援は、本業務のスコープ外（作成対象外）という理解でよいのか。	仕様書に記載のとおり、協力量策（案）の作成と次期協力覚書案と説明資料の作成が求められています。
7	PCD（公害管理局）との個別協議・会議の有無について（仕様書該当箇所：（2-3-1）タイにおける廃棄物発電施設導入支援の検討）、（2-3-2）タイにおける今後の支援方策の検討） 仕様書上、DIW（2-1-3）およびDLA（2-2-2）との協力においては、それぞれ局長級を含む個別会議（年2回、うち1回は現地渡航）が明記され、その運営や通訳手配業務が請負者のスコープとなっている。一方で、（2-3-1）の解決策提示や（2-3-2）の2027 年度の協力量策案作成においては、提示先として「PCD」も指定されている。本業務において、PCD との個別協議や、提示を行うための打合せ機会のセッティング（通訳手配や計画書作成、会場費等）は、請負者の業務スコープ（および積算）に含まれるのか。それとも、DIW やDLA の会議、あるいは環境省様が別途主催される会議等の枠組みの中で提示を行う想定か。	協議・調整の実施方法や必要な会議運営等については、業務目的及び成果の達成に必要な範囲で、提案者において適切に想定の上、積算及び提案を行ってください。

8	4 機関（MONRE、PCD、DIW、DLA）が一堂に会する合同協議の機会について （仕様書該当箇所：「(2-3-1) タイにおける廃棄物発電施設導入支援の検討」、「(2-3-2) タイにおける今後の支援方策の検討」） 廃棄物発電に係る解決策の提示（2-3-1）や、今後の支援方策の検討（2-3-2）にあたり、タイ国内の制度・運用の課題解決には複数省庁（工業省管轄のDIW、内務省管轄のDLA、天然資源環境省管轄のPCD・MONRE）をまたぐ横断的な調整が不可欠となる。省庁間を横断する事項において、請負者が個別機関へのアプローチのみを行うことでは実効性のある合意形成が困難となることが懸念される。本業務において、これら複数省庁の関係者を一堂に集めた合同協議（日本環境省様主催、またはタイ側主催の合同調整委員会等）の場を活用した提示・調整プロセスの機会は用意される想定か。それとも、請負者が各機関との個別協議のみを個々に積み上げる想定か。	関係機関との協議・調整の実施方法や必要な会議運営等については、業務目的及び成果の達成に必要な範囲で、提案者において適切に想定の上、積算及び提案を行ってください。
9	都市廃棄物発電と産業廃棄物発電の「制度上・事業スキーム上の区分」の整理について （仕様書該当箇所：別添 2 仕様書 2. 業務の内容（2-3-1）タイにおける廃棄物発電施設導入支援の検討） 仕様書（2-3-1）内に記載のある「次期電力開発計画（PDP）2024（草案）」において、目標値として「都市廃棄物発電 300MW」および「産業廃棄物発電 12MW」が個別に設定されている。我が国事業者の参入課題を整理するにあたり、本業務における「現行制度の整理」において、都市廃棄物（DLA 管轄・公共サービス）と産業廃棄物（DIW 管轄・汚染者負担原則適用）のそれぞれのWtE 事業における制度・スキーム上の差異（技術・排出基準、許認可、FIT 価格等の違いや、都市廃棄物炉への非有害産業廃棄物の混焼規制の有無等）についても、整理・分析の対象に含めるといふことか。	制度・事業スキームの整理・分析の対象範囲については、業務目的及び成果の達成に必要な範囲で提案者において適切に設定し、積算及び提案を行ってください。なお、分析対象項目を仕様書において限定するものではありません。
10	異なる省庁が保有するデータや実態情報の収集支援について （仕様書該当箇所：別添 2 仕様書 2. 業務の内容（2-3-1）タイにおける廃棄物発電施設導入支援の検討） 上記質問 9 に関連して、本業務におけるクラスター情報の更新や、PDP2024 を踏まえた検討においては、DLA 管轄の都市廃棄物データだけでなく、DIW 管轄の産業廃棄物データの整理も重要となる。これら異なる省庁間での情報収集を円滑に進めるため、タイ側関係機関に対してデータ提供やヒアリング協力を得られるよう、環境省様や在タイ日本国大使館様等から、事前にタイ側幹部（DIW・DLA・PCD）へ働きかけなどのサポートをしていただける体制（または協力要請ルート）はあるでしょうか。	発注者による関係機関への協力依頼や調整支援については、業務実施上の必要性を踏まえ、必要に応じて検討します。